慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	商法計算規定の問題點と改正意見
Sub Title	Some problems in the account regulations of commercial law and our
	written opinion
Author	高鳥, 正夫(Takatori, Masao)
	商法研究會(Shōhō kenkyūkai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication	1961
year	
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and
	sociology). Vol.34, No.2 (1961. 2) ,p.59- 80
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19610215-0059

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

料

商法計算規定の問題點と改正意見

商法研究會

商法計算規定の問題點と改正意見

六〇

規定のうちの改正すべきものを指摘するものであつた。 とするものとして、昭和二六年九月には、經濟安定本部企業會計基長するものとして、昭和二六年九月には、經濟安定本部企業會計基長するすりに、昭和二六年九月には、經濟安定本部企業會計基長するすりに、 昭和二六年九月には、經濟安定本部企業會計基長するものをよってきた。 更に、この傾向を一層助はますます守られないものとなつてきた。 更に、この傾向を一層助

は再檢討を要することとなつたので、商法の側でもこの點をとりあ

このように、好むと好まざるとにかかわりなく、商法の計算規定

民事局試案として公表すると同時に(資料二)、廣く各方面から試案での研究に着手していた。そして、昭和三三年七月には、「會社の定の研究に着手していた。そして、昭和三三年七月には、「會社の定の研究に着手していた。そして、昭和三三年七月には、「會社の定の研究に着手していた。そして、昭和三三年七月には、「會社の定の研究に着手していた。そして、昭和三三年七月には、「會社の定の研究に着手していた。そして、昭和三三年七月には、「會社の定の研究に着手していた。そして、昭和三三年七月には、「會社の定の研究に着手していた。そして、昭和三三年七月には、「會社の定の研究に着手していた。

資料一

(高鳥

正夫

會社の計算規定改正の問題點

(昭和三三年七月四日)

會計處理に關する原則規定を設けるべきか條、第二八五條乃至第二八九條、第二九○條、第二九三條ノ五)株式會社の計算の內容並に財務諸表の種類及び樣式(商法第二八

二 資産について

續々提出されているようであるが(法律時報資料版二號)、我慶應義

に對する意見を求めることとなつた。これに對する各界の意見書は

塾大學法學部及び商學部もその諮問を受けたので、商法研究會にお

て檢討を加えることとし、數次の會合を開いてこれを檢討した結

₩ 評價の定め方につき最高限を定めるのみでよいか

(=)

(1)棚卸資産の評價は、原價、時價又は低價のいずれによるべ

きか、又はそのうちの選擇を認めるべきか

(2)債權の評價は、囘收不能のおそれある場合について規定を

設けるべきか

(3)ずれによるべきか 取引所の相場ある有價證券の評價は、右11の評價方法のい

 (\equiv) 固定資産(有形、無形を含む)

(1)をした價額によるものとする必要はないか 固定資産の評價は、取得價額又は製作價額から相當の償却

(2)贈典を受けた財産等の評價について規定すべきか

(4)(3)投資有價證券の評價につき特別の規定を設けるべきか のれんについて特別の規定を設けるべきか

繰延資產

(1) 繰延資産として認められるものを限定する趣旨を明らかに

する必要はないか

(2)(例、開業準備費用、設立の際の株式發行費用、社債の發行 新たに繰延資産として認めるべきものはないか

費用、開發費、廣告宣傳費、試驗研究費

商法計算規定の問題點と改正意見

(3)

現在認められている繰延資産につき

株發行費用

(a)

繰延資産として認めるべきでないものはないか

新

(b) 償却期間及び方法を改める必要はないか

 \equiv 準備金について

資本準備金

(1)資本準備金として認められるものを限定する趣旨を明らか

にする必要はないか

(2)新たに資本準備金として認めるべきものはないか

(3)現在認められている資本準備金につき

(a) 第二八八條ノ二第三號を削る必要はないか

(b) 任意準備金相當部分に關し規定を設ける必要はないか 第二八八條ノ二第五號のうち消滅會社の利益準備金及び

(4)資本準備金を資本の缺損塡補以外の目的のため取崩し得る

(=)利益準備金

場合を認めるべきか

(1)

利益準備金の制度を廢止すべきか

(2)

第二八八條の每決算期の利益の範圍を明らかにする必要は

四分の一)に達するときは、利益準備金の積立を必要としな 資本準備金が利益準備金と合算して一定限度 (例、資本の

(3)

(二八五)

いものとすべきか

(=) 準備金の取崩し順序

資本の缺損のための準備金の取崩しにつき、その順序を現行法

よりくわしく定めるべきか

(例、任意準備金、利益準備金、資本準備金等の順位)

四

負債について

引當金) 負債性引営金につき規定を設けるべきか(例、從業員の退職給與

Ŧī. 利益及び損失について

第二九○條第一項の規定をどう改正すべきか

財務諸表の種類と樣式について

か(もし、除外する場合には、財産目錄を作成せしめて本店に 財産目錄を決算報告書である計算書類のうちから除外すべき

備置くものとする必要はないか)

書を廢止し附屬明細書に記載すべき事項等を營業報告書に記載

營業報告書の記載事項を法定すべきか(この場合、附屬明細

するようにすべきか

財務諸表の作成につき、その記載方法その他の様式を定める

べきか

非常財務諸表につき、特別の規定を設けるべきか

七

資料二

株式會社の計算の內容に關する

商法改正要綱法務省民事局試案

(昭和三五年八月二九日)(法務省民事局)

(流動資産の評價)

流動資産の評價は、取得價額又は製作價額によること。ただし、

時價が取得價額又は製作價額より低いときは、時價によるものと

すること。

前項但書の場合において、時價と取得價額又は製作價額との差

額が少ないときは、取得價額又は製作價額によることができるも

のとすること。

(固定資産の評價)

決算期に相當の償却をしなければならないものとすること 固定資産の評價は、取得價額又は製作價額によることとし、每

豫測できない減損が生じたときは、その減損額を控除しなけれ

ばならないものとすること。

 \equiv (金銭債權の評價)

金銭債權の評價は、 債權金額によること。ただし、債權を債權

金額より低い代金で買入れた場合その他これに準ずる場合には、

相當の減額をすることができるものとすること。

を減額しなければならないものとすること。 取立不能のおそれあるときは、取立てることができない見込額

四 (社債等の評價

じ。)の評價は、時價(決算期前一月の平均價格)によること。 取引所の相場のない社債の評價は、取得價額によること。ただ 取引所の相場のある社債(これに準ずる もの を 含む。以下同

をすることができるものとすること。 し、取得價額と社債の金額が異なるときは、相當の增額又は減額

用すること。 前項の社債につき取立不能のおそれあるときは、三の二項を準

Ŧ. (株式その他の出資の評價)

時價によるものとすること。 し、時價(決算期前一月の平均價格)が取得價額より低いときは、 取引所の相場のある株式の評價は、取得價額によること。ただ

は、取得價額によること。ただし、發行會社の財産狀態が著しく した取引所の相場のある株式及び取引所の相場のない株式の評價 取引その他の必要上長期にわたり繼續して保有する目的で取得

悪化したときは、相當の減額をしなければならないものとするこ 3 新技術の採用

商法計算規定の問題點と改正意見

有限會社その他に對する出資の評價については、前項を準用す

ૃ

ること。

六(のれんの評價)

ものとすること。 付することができるものとすること。この場合においては、のれ んの取得後五年内に、每決算期において、均等額以上を償却する のれんの評價は、有償で承繼取得した場合に限り、 取得價額を

七 (繰延資產

ければならないものとすること。 部に計上することができるものとすること。 この場合に おいて は、開業後五年内に、每決算期において、均等額以上を償却しな 開業準備の目的のために支出した金額は、貸借對照表の資産の

しなければならないものとすること。 部に計上することができるものとする こと。この場合において は、その支出後三年内に、每決算期において、均等額以上を償却 左の目的のために特別に支出した金額は、貸借對照表の資産の

2 新資源の開發

1

新製品叉は新技術の研究

六四

新市場の開拓

發行後三年内(償還期限が三年未滿であるときは、償還期限内) 上することができるものとすること。この場合においては、社債 社債發行のために支出した金額は、貸借對照表の資産の部に計

に、每決算期において、均等額以上を償却しなければならないも

八(準備金) のとすること。

財産の評價益は、資本準備金としないものとすること。 合併差益については、消滅會社の任意準備金に相當する額を資

本準備金としないことができるものとすること。

達するまで、株主に對する配営額の十分の一以上を積立てなけれ 利益準備金として、資本準備金との合計額が資本の四分の一に

(負債たる引営金)

ばならないものとすること。

が決算期前にある場合には、相當の金額を負債として計上するこ 債務の發生又は債務の金額が不確定であつて、債務の發生原因

0 (利益の配営)

٤

た額を限度としてすることができるものとすること。 利益の配當は、 貸借對照表上の純財產額から左の金額を控除し

價を高く算定し、評價益を計上する危險がある。これは、

の利益を害し、かつ、企業の健全性を害することになる。もつと

1 資本の額

2 その決算期までに積立てられた資本準備金及び利益準備金の

合計額

その決算期に積立てなければならない利益準備金の額

3

てられる金額を含む。)の合計額をこえる場合においては、その 金額の合計額が、資本準備金及び利益準備金(前號により積立 七の一項及び二項により貸借對照表の資産の部に計上された

由 書

理

流動資産の評價

きは、時價による評價が許され、評價益を計上してもよいことに 叉は 製作價額(以下「取得價額等」とする。) より 高くなつたと るので、通常、買入と同時に評價益が生ずる。)、また、し意に時 能利益とすることになり(例えば、時價は賣却價額と解されてい なる。廣く評價益の計上を認めることは、不確實な利益を配當可 いとしている(商法第三四條第一項)。 從つて、 時價が取得價額 現行法は、流動資産の評價について時價をこえることができな

も、現行法は、評價益は資本準備金としている(商法第二八八條も、現行法は、評價益は資本準備金とならないという反ノ二第三號、流動資産の評價損を計上し、配當可能利益を減少せないことは、後に述べるとおりである。他方、意識的に時價を著ないことは、後に述べるとおりである。他方、意識的に時價を著ないことは、後に述べるとおりである。他方、意識的に時價を著しく低く算定して多額の評價損を計上し、配當可能利益を減少せしめ、株主の利益を害するおそれもある。

り、債權者、企業及び株主の各々の利益の調和を圖つたのである。の計上を禁じた。時價が取得價額等より低いときは、事務の煩わしさしめることにしたが、その差額が少ないときは、事務の煩わしさと考え、取得價額等によることができるものとした。 これによらの計上を禁じた。時價が取得價額等より低いときは、時價によらの計上を禁じた。時價が取得價額等より高い場合における評價益

一固定資産の評價

説に分れている。前説によれば、取得價額等から相當の減損額をできないとしている(商法第二八五條)。商法第二八五條の選擇を認下の額と取得價額等から相當の減損額を控除した額との選擇を認として、商法第三四條と關連し、取得價額等を限度とする時價以として、商法第三四條と關連し、取得價額等を限度とする時價以

損額の控除の意味につき、物的な減損額の控除以外に會計學上の後説によれば、評價益の計上は許されないことになる。また、減控除した後に時價が高くなつたときは、評價益の計上が認められ、

減價償却を含むかどうかについても説が分れている。

試案においては、固定資産の評價は、原則として、取得價額等

畫に際し豫測できなかつた減損が生じたときは、その減損額をも的に、合理的な方法により償却することである。また、償却の計のとした。從つて、評價益は生じない。固定資産は資却を豫定しのとした。從つて、評價益は生じない。固定資産は資却を豫定したよることとし、每決算期に相當の償却をしなければならないも

一金銭債権の評價

控除しなければならないものとした。

息等を考慮した債權の實質的な價額によらないことにしたのは、利息等を考慮した債權の實質的な價額によるのかは明らかでない。取立不能のおそれのある金錢債權については、取立てることができない見込額を減額しなければならないと解釋されている。就案においては、原則として、債權金額によるのかは明らかでない。取立不能のおそれのある金錢債權については、取立てることができない見込額を減額しなければならないと解釋されている。試案においては、原則として、債權金額によることができない。取立不能の方法は、金銭債權の許價について時價をこえることができない。

商法計算規定の問題點と改正意見

(一八九)

相當の滅額をして債權の實質的な價額によることができるものと場合(例えば、利息の前拂を受けた場合、無利息の場合等)には、の實質的な價額とは、通常、大きい差がないからである。しかし、亦實質の明確及び事務の便宜のためであり、また、債權金額と債權

これを明確にした。 ることができない見込額を減額しなければならないのであるが、 取立不能のおそれあるときは、現行法の解釋としても、取立て した。

四 社債等の評價

た。

る。從つて、當然、評價益が生ずることになる。 くに從い 利息相當分が加算されて 高くなるもので あるからで あぽんにない 利息相當分が加算されて 高くなるもので あるからで あていがい 利息相場のある社債の評價は、時價(決算期前一月の平均

取引所の相場のない社債の評價は、原則として、取得價額によることにした。これは、時價が明らかでないからである。しかし、取得價額と社債の金額が異なるときは、相當の增額又は減額をし取得價額と社債の金額が異なるととができるものとした。 前項の社債につき取立不能のおそれあるときは、現行法の解釋 としても、取立てることができない見込額を減額しなければならとしても、取立てることができないのであるが、これを明確にした。

五 株式その他の出資の評價

現行法は、株式の評價につして時價をこえることができないと

ないという解釋が有力であるが、疑問がある。二八五條に定める固定財産であるから、取得價額をこえてはなら二八五條)。 固定資産たる性質を有する 株式については、商法第決算期前一月の平均價格をこえてはならないとしている(商法第決算期前一月の平均價格をこえてはならないとしている(商法第)

有限會社その他に對する出資の評價についても同樣である。

株
入びこれに準ずる出資の評價とは別に規定を設けることにし

試案においては、社債は、

株式とはその性質を異にするので、

を有する株式を除く。) の評價は、 原則として、 流動資産と同様|| 試案においては、取引所の相場のある株式(固定資産たる性質

に取得價額によることにし、評價益の計上を禁じ、時價

(決算期

る

の調和を圖つたのである。 價によらしめることにした。債權者、企業及び株主の各々の利益前一月の平均價格、以下同じ。)が取得價額より低いときは、 時

狀態が著しく悪化したときは、債權者及び企業の保護のために、固定資産たる性質を有するからである。しかし、發行會社の財産よることにした。これは、賣却を目的として保有するのでなく、した取引所の相場のある株式の評價は、原則として、取得價額にした取引をの他の必要上長期にわたり繼續して保有する目的で取得

Ł

繰延資產

かつ、時價も明らかでないからである。にした。これらは、通常、賣却を目的として保有するものでなく、にした。これらは、通常、賣却を目的として保有するものでなく、取引所の相場のない株式及び有限會社その他に對する出資の評相當の減額をした價額によるものとした。

に限りその取得價額を付することができるとする説、有償であるが、資産として計上できないとする説、有償かつ承繼取得の場合現行法は、のれんの評價については直接の明文を設けていない

商法計算規定の問題點と改正意見

のれんの評價

と 無償であるとを問わず 資産として 計上できるとする 説等がある

延資産とする理由については、説が分れているが、繰延容産は、條)及び建設利息(商法第二九一條)を認めている。これらを繰發行費用(商法第二八六條ノ二)、社債發行差金(商法第二八七保)、新株現行法は、繰延資産として設立費用(商法第二八六條)、新株

これら四つに限ると解釋されている。

以外に、損益法の立場から、開業費、開發量、試驗研究費(以下及び作成方法に關する規則)等は、現行法が認めている繰延資產規則(證券取引法に基づいて制定された財務。请表等の用語、標式企業會計原則(大藏省企業會計審議會中間共告)及び財務諸表

六七 (一九一)

六八

立場と矛盾していると思われる。從つて、開發費等を無條件に繰される。しかし、開發費等を繰延資産とすることは、不確實な資られる。しかし、開發費等を繰延資産とすることは、不確實な資高、なお、企業會計原則等が開發費等を繰延資産とすることができに流れる危險がある。これは、債權者の利益を害することがでる。なお、企業會計原則等が開發費等を繰延資産とすることがであるとして、收益力の決定を會社にゆだねているのは、損益法のきるとして、收益力の決定を會社にゆだねているのは、損益法のきるとして、收益力の決定を會社にゆだねているのは、損益法のきるとして、収益力の決定を會社にゆだねているのは、損益法のきるとして、収益力の決定を會社にゆだねているのは、損益法のして、開發費等」とする。及び社債發行費用等を繰延資産として認

即ち、貸借對照表上少なくとも資本の額に相當する、これらの繰りた金額並びに新製品又は新技術の研究、新資源の問題で含む。資本準備金及び利益準備金(その期に積立てられる金額を含む。)の合計額をこえる場合においては、その超過額は、配當可能利益の合計額をこえる場合においては、その超過額は、配當可能利益の合計額をこえる場合においては、その超過額は、配當可能利益の合計額をこえる場合においては、その超過額は、配當可能利益の合計額をこえる場合においては、その超過額は、配當可能利益の合計額をこえる場合においては、一方において、開業準備の目的のために支出試案においては、一方において、開業準備の目的のために支出

營業開始前に製品の研究、技術の研究、資源の開發又は技術の採ろた。以上により、債權者、企業及び株主の各々の利益の調和を圖た。以上により、債權者、企業及び株主の各々の利益の調和を圖延資産を除く純財産がなければ、配営をしてはならないことにし延資産を除く純財産がなければ、配営をしてはならないことにし延資産を除く純財産がなければ、配営をしてはならないことにし

毎決算期において、均等額以上を償却しなければならないものと後三年内(償還期限が三年未滿であるときは、償還期限内)に、級延資産であるかどうかについて説が分れているので、試案にお社債發行のために支出した金額は、商法第二八七條の解釋上、社債發行のために支出した金額は、商法第二八七條の解釋上、

用等の目的のために支出した金額等を含んでいる。

した。

延資産とすることは困難である。

でもないからである。 易にする目的で認められたものが大部分であり、その金額は多額は、 配當の制限をしなかつた(一〇参照)。これらは、 配営を容

現行法が認めている繰延資産及び前項の社債發行費用について

八準備金

(1) 評價益

ている。また、この財産の評價益は、流動資産の評價益か、固配當可能利益を制限している。この理由については、説が分れを整除した額を資本準備金とし(商法第二八八條ノ二第三號)、現行法は、一營業年度における財産の評價益よりその評價損

試案においては、財産の評價益は、資本準備金としないことれている。

定資産の評價益か、あるいは兩者の評價益かについても説が分

賣却等により配當可能利益となるものであり、資本準備金とすにした。固定資産については、例外的に、評價益が生ずることがあるが、これらは、本來、これを資本準備金とする必要もない。 その他の資産についてこれを資本準備金とする必要もない。 その他の資産についてに、評價益が生ずることがあるが、の出資については、評價益が生でないから、資本準にした。固定資産については、評價益が生でないから、資本準にした。固定資産については、評價益が生でないから、資本準にした。固定資産については、評價益が生でないから、資本準

(2) 合併差益

べきではないからである。

は、これを資本準備金としている(商法第二八八條ノ二第五號)。のた金額並びに合併後存續する會社の增加した資本の額又は合併により承繼した債務の額及びその會社の株主に支拂が、その會社より承繼した債務の額及びその會社の株主に支拂が、その會社より承繼した財産の價額

商法計算規定の問題點と改正意見

た、契約に基づいて積立てられた任意準備金が消滅することには新設會社の資本準備金となつて、配営可能利益が減少し、まこのため、消滅會社の利益準備金及び任意準備金が存續會社又

なり、實際上の不都合が生ずる。

試案においては、合併差益については、消滅會社の任意準備

質に關係なく、實際上の便宜を圖つた。合併差益の全部を資本(利益準備金は、次の⑶との關係でその必要はない。)、合併の性金に 相當する額を 資本準備金と しないことが できるものとし

(3) 利益準備金

準備金とすることは、営然認められる。

利益を含むかどうか、また、法人税引営金の控除前の利益かどれいる(商法第二八八條)。利益は、すべて株主に配営してもている(商法第二八八條)。利益は、すべて株主に配営してもまいわけであるが、債權者の保護及び企業の健全性のために、非來の損失にそなえて、利益の一部の積立を强制しているので將來の損失にそなえて、利益の一部の積立を强制しているのである。その反面、株主の保護のために、積立の最高限を資本のある。その反面、株主の保護のために、積立の最高限を資本のある。その反面、株主の保護のために、積立の最高限を資本のある。その反面、株主の保護のために、積立の遺失については、繰越る理由はない。なお、每決算期の利益の二時がよりに、資本の四分の一に達するまで每決算期の利益の二時がよりに、資本の四分の一に達するまで每決算期の利益のごりに、資本の四分の一に達するまで每決算期の利益のどいがないという。

六九

(一九三)

うか等について説が分れている。

九 負債たる引営金

現行法は、負債性引當金については、直接の明文を設けていないが、法律上の債務であるものを負債として計上しないことは許さし、法律上の債務であるものを負債として計上しないことは許さし、法律上の債務であるものを負債として計上しないことは許さは、修繕引営金として、負債性引営金を負債として計上することに疑いをもつ意見もある。企業會計原則及び財務諸表規則等は、修繕引営金として、負債性引営金を負債として計上することは、修繕引営金として、負債性引営金を負債として計上することは、修繕引営金として、負債性引営金を負債として計上しないことは、配営可能利める。債務でない負債性引営金を負債とすることは、配営可能利益を減少せしめ、株主の利益を害し、また、債務である負債性引営金を負債として計上しないことは、配営可能利益を増加せしめ、金を負債として計上しないことは、配営可能利益を増加せしめ、金を負債として計上しないことは、配営可能利益を増加せしめ、株主の利益を害し、また、債務である負債性引営金については、直接の明文を設けていないが、法律上の債務であるも債性引営金に対しる。

債權者の利益を害することになる。

一〇 利益の配営

現行法は、配當可能利益につき、損失をてん補し、かつ、準備 ・と解釋されている。任意準備金をも空除した額であるとする に積立てられた資本準備金及び利益準備金の額並びにその決算期 に積立てられた資本準備金及び利益準備金の額並びにその決算期 に積立てなければならない利益準備金の合計額を控除した額である、と解釋されている。任意準備金をも空除した額である、と解釋されている。任意準備金をも空除した額であるとする がつ、準備

額から、1資本の額、2その決算期までに積立てられた資本準備試案においては、配當可能利益の額は、貸借對照表上の純財産

過額をも貸借對照表上の純財産額から控除しなければならないこ ない利益準備金の額を含む。)の合計額をこえるときは、 が資本準備金及び利益準備金(その決算期に積立てなければなら 及び二項の繰延資産がある場合には、 味を明確にした。更に、配當可能利益の額については、七の一項 ない利益準備金の額を控除した額を限度とし、配當可能利益の意 金及び利益準備金の合計額、3その決算期に積立てなければなら これらの繰延資産の合計額 その超

資料三

とは前に述べた。

要綱法務省民事局試案に對する意見書 株式會社 の計算の内容に關する商法改正

〈昭和三五年一一月一四日〉 〈慶應義塾大學商法研究會〉

流動資産の評價

これを一途に强要するものであつてはならない。それは、一方に で、または、ある會計慣行が現に行われているからという理由で、 おいては、會計的に不合理であつても、法律的には別段の實害の 法律は、ある特定の會計學的原則が健全であるからという理由

商法計算規定の問題點と改正意見

それ故、法律としては、會社の會計が、利害關係人に不測の損害 ものとして禁止してしまう誤りをおかす危険があるからである。 伴つてそれが發見されうるにもかかわらず、これをすべて違法な 他の會計原則も現に存在しうるし、また、將來、會計學の發達に 認めたある會計學的原則または會計慣行よりも、更に一層健全な 律としては無用の干渉であると同時に、他方においては、法律の **危險のないこともありうるのであつて、これを禁止することは法** 決算期における賣却價格が取得價額又は製作價額より著しく低い 制すれば足りるのである。その意味では、流動資産の評價につい る價格を超えてはならない」という方式で、會計處理の限界を規 行法並びに他の諸外國の立法例が一般に採用しているような「あ ることだけをもつばら心掛けるべきであつて、そのためには、 を及ぼすおそれのある程度に不健全なものとならないよう監視す みでなく、いわゆる秘密積立金を認めることとなつて不當である 學の立場から、評價について恣意的な判斷を入れる餘地を残すの きである。もちろん、このように改めた場合には、主として會計 に付する價額は、その取得價額又は製作價額を超えてはならない。 て試案の趣旨を生かして規定するとすれば、たとえば 流動資産 との非難が加えられるであろう。けれども、 ときは、その賣却價格を超えてはならない」という形に改めるべ この範圍内の恣意は

業ならびに株主の利益を害することもいうまでもないから、秘密制限に積立てまたはその積立てた準備金を無制限に取崩すと、企問題も、會計學の立場で氣にするほど、企業ならびに株主の利益問題も、會計學の立場で氣にするほど、企業ならびに株主の利益問題も、會計學の立場で氣にするほど、企業ならびに株主の利益

てのみ秘密積立金を設けることが許され、しかも、秘密積立金にの規定、すなわち、たとえば、會社理事者は合理的な範圍におい積立金の濫用を防止して企業ならびに株主の利益を擁護する趣旨

一般的な場合を豫想した形式で設けることが望ましい。が、その規制は單に流動資産の評價に關連してではなく、むしろて報告することを要するなどの規定を設ける こと が必要である關する重要な事項については、株主總會または營業報告書におい

のであると否とを問わず、それらの見解のうちの主なものをあげ解が開陳され、右の意見に對立する見解もあつたが、對立するもなお、本研究會においては、試案の評價原則に對して種々の見

① | 試案第一項但書に「重要な流動資産について」の語句を挿入

ると、次のとおりである。

下落の原因のいかんを問わす、時價が取得價額等より低いとき試案は會社財産を構成する流動資産のすべてについて、時價

望ましい。

な流動資産に限定しようとするものである。上煩さであるのみでなく、その實益も乏しいから、これを重要上煩さであるのみでなく、その實益も乏しいから、これを重要は時價によるのを原則としているが、このような評價換は事務

(2) 試案の「流動資産」という語句を改めて事柄を明瞭にしようというのきものであるから、語句を改めて事柄を明瞭にしようというのこのような評價原則の適用はいわゆる棚卸資産」と改めること。

固定資産の評價原則についても、試案(一)の流動資産の評價固定資産の評價

=

條参照)、ここでも用語を統一すると同時に、內容的にも、商法第每決算期に規則的に相當の償却をした金額を超えてはならない」を改めることが妥當である。がんらい、商法は「營業用の固定財産に付する價額は、その取得價額又は製作價額から業用の固定財産において述べたように、その第一項を、たとえば「營

うまでもないが、同時に、稅法との關連にも考慮を加えることがに關係するから、經過規定について十分な檢討を要することはい

ような評價原則は、これまで會社が行つてきた減價償却にも直ち

三四條第二項との調整に注意することが必要である。また、この

解が開陳され檢討されたが、その主なものをあげると、次のとおなお、本研究會においては、この評價原則についても種々の見

⑴ 試案第一項の償却に關して、新たに「規則的に」 若し くは

りである。

これは、試案第一項にこれらの語句を挿入することによつて、「計畫的」にという語句を挿入すること。

という語句のほかに、更に「規則的に」若しくは「計畫的に」續することを要する旨を 明らかにするために、「相當の償却」かも、いつたん、特定の償却法を採用した場合には、それを繼

うとする。すなわち、會計上廣く承認された償却法により、し計畫的な減價償却を强制するものであることを一層明瞭に示そ

資産についてのみ適用されるということを、語句の上からも明試案に示された評價原則は、固定資産のうちのいわゆる設備

という語句を挿入しようというのである。

三 金銭債權の評價

らかにしようとするものである。

見込額を超えてはならない」と改め、また、第一項但書を削除すとえば「金錢債權に付する價額は、債權金額のうちの取立可能の試案に示された金錢債權の評價原則のうち、第一項本文を、た

商法計算規定の問題點と改正意見

企業會計上、賣掛債權や受取手形など賣買から生じた債權をいわが最も理解に苦しむ規定であるからである。すなわち、一般に、創除するのは、試案の金錢債權に關する評價原則のうちで、それのが妥當である。第一項本文を改めるのは、試案(一)につい

的なものであるか否かは疑問である。すなわち、第一項但書は、當でないのみでなく、その内容も金錢債權の評價原則として合理を除いて、その他の金錢債權についてのみ規定を設けることは適せのようである。けれども、立法上、賣掛債權や受取手形などもののようである。けれども、立法上、賣掛債權や受取手形などものの金錢債權の取得の場合について特別の規定を設けようとする

が、試案はこのような慣行の存在を一應の前提としながら、そのば金錢と同視し、これをその他の金錢債權と區別する慣行がある

債權を債權金額より低い代金で買入れた場合その他これに準ずる

試案は、同時に、その他これに準ずる場合をも對象としているか情權の取得の場合はこれに含まれないとの議論も考えられるが、は債權を債權金額より低い代金で買入れた場合とあるから、賣掛は債權を債權金額より低い代金で買入れた場合とあるから、賣掛は債權を債權金額より低い代金で買入れた場合とあるから、賣掛は債權を債權金額より低い代金で買入れた場合とあるから、賣掛合に、それを買入代金等で評價することを認めたものであるが、場合に、それを買入代金等で評價することを認めたものであるが、場合に、それを買入代金等で評價することを認めたものであるが、場合に、それを買入代金等で評價することを認めたものであるが、場合に、それを買入代金等で評価であるが、

題は別になるが、特に、ここで新たに立法によつて金銭債權に關う現在の會計慣行を、その限りで承認しようというのであれば問賣掛債權や受取手形を金銭と同視し債權としては取扱わないといら、右のような疑問は當然に起りうるわけである。したがつて、

權については、當然に債權の取立に相當の手間と時間を要するこ取扱いうる場合が多いのに對し、辨濟期が遠い將來にある長期債がんらい、金錢債權のうちでも、短期債權はこれを現金なみに書を設けることは不當であり、第一項但書は削除する必要がある。する評價原則を定めようとする場合には、このような形式での但する評價原則を定めようとする場合には、このような形式での但

とが考えられるから、この點を考慮して特別の規定を設けるなら

は片手落ちである。
は片手落ちである。
は片手落ちである。。
は片手落ちである。。
は片手落ちである。。
は片手落ちである。。
は片手落ちである。。
は片手落ちである。。

解が開陳され、右の意見に對立する見解もあつたが、對立するもなお、本研究會においては、試案の評價原則に對して種々の見

(1) 金錢債權の評價については、長期債權か短期債權かによつてると、次のとおりである。

規定を區別すること。

定することを要するというのである。無理があるから、試案の評價原則も、これを明瞭に區別して規と短期債權とを共通の評價原則で評價しようとすること自體にと知り債権とを共通の評價原則で評價しようとすることを期債權

規定を設けること。 るものと、隨時換價の目的をもつて保有するものとを區別してるものと、隨時換價の目的をもつて保有するものとを區別して

流動資産に準ずるものとすること」という規定を設けて、兩者ならない。隨時換價の目的をもつて保有する金錢債權の評價は

金錢債權の買入ということは、金融事業を營む會社以外のも

を區別しようというのである。

定すべき事項ではないというのである。
社における現象であるから、企業に關する一般法たる商法に規
などに伴つて盛んになるとしても、それは特異の事業を營む會
のにとつてはいわば特異の現象であり、假りに月賦販賣の發達

四一社債等の評價

べきものだからである。この點は、試案においても若干考慮されてきるのであるから、その評價原則を考慮する場合にも、これを するものであるから、その評價原則を考慮する場合にも、これを で展有し、その償還期を待つて取立を問題にするものと、一時的所保有し、その償還期を待つて取立を問題にするものとを區別で きるとすれば、前者は試案(三)の金錢債權の評價原則に近い原 きるとすれば、前者は試案(三)の金錢債權の評價原則に近い原 きるとすれば、前者は試案(三)の金錢債權の評價原則に近い原 きるとすれば、前者は試案(三)の金錢債權の評價原則に近い原 さるとすれば、前者は試案(三)の金錢債權の活動と表情であると同時に流通性を有 は まない この點は、試案においても若干考慮されてきるのである。この點は、試案においても若干考慮されてきるのである。この點は、試案においても若干考慮されてきるのだからである。この點は、試案においても若干考慮されてきるのである。この點は、試案においても若干考慮されてきるのである。

た模様であつて、試案が社債等の評價について第三項の規定を設けたことは、社債のもつ金銭債權としての面に注目したものともけようとすれば、一時保有の社債等について株式等とは別に規定を割けようとすれば、一時保有の社債等について株式等とは別に規定を設け、長期保有の社債等については、その取立も問題になるのが通け、長期保有の社債等については、その取立も問題になるのが通け、長期保有の社債等については、その取立も問題になるのが通常であるという意味で、既に試案(三)に對する意見のうちで述常であるという意味で、既に試案(三)に對する意見のうちで述常であるという意味で、既に試案(三)に對する意見のうちで述が、長期保有の計價等については、その取立も問題になるのが通常であるという意味で、既に試案(三)に對する意見のうちで述常であるという意味で、既に試案(三)に對する意見の規定を設けようと、社債等の評價に関して、他の場合と同様にあつて、試案に対したものともとしている。

立が問題となるものについては、金錢債權のうちの長期債權の場利息を考慮する必要はないし、反對に、長期保有の社債でその取問題となるのは一定の投資に對する利潤の額であるから、特別におる評價を考慮する必要があり、その點からもくるから、時價による評價を考慮する必要があり、その點からもくるから、時價による評價を考慮する必要があり、その點からもくるから、時價による評價を考慮する必要があり、その點からもくるから、時價による評價を考慮する必要があり、その點からもくるから、時價による評價を考慮する必要があり、

のではないかと考える。

商法計算規定の問題點と改正意見

ては、それらの社債の評價についても検討しておくことが必要で法律上特に規定を設ける必要はないとしても、立法の過程においなく、しかも、最近においてはこれらも利用されてきているから、なく、しかも、最近においてはこれらも利用されてきているから、なく、しかも、最近においてはこれらも利用されてきているから、なく、しかも、最近においてはこれらも利用されてきているから、なく、しかも、最近においては、それだけの理由で、全銭債權一般の場合と區別して特別の規定を設ける必要は見當ら合とほぼ同様な現象が生ずるだけであつて、それだけの理由で、

五 株式その他の出資の評價

試案(四)に對する意見のうちで述べたように、株式等の評價

ある。

合にも、その株式等がいかなる目的で保有されるかを客觀的に把なつた評價原則で評價することが必要である。もちろん、その場證券として長期にわたつて保有するものとを區別し、これらを異證券として長期にわたつて保有するものと、投資有價をなす場合には、一時的所有の目的で保有するものと、投資有價

と改め、これに伴つて、第二項本文も「その他の株式又は出資持が取得價額より低いときは、その平均價格を超えてはならない」は、その取得價額を超えてはならない。決算期前一月の平均價格時的保有の目的で取得した取引所の相場のある株式に付する價額

もつきまとうものである。そこで、試案第一項を、たとえば「一握することはかなり困難であるが、この程度の困難は他の場合に

ら、これを改めることが必要である。 ら、これを改めることが必要である。 お、これを改めることが必要である。 なる。なお、償還株式を、その取立を目的として保有する場合には、取得價額を基準として評價すべきものではなく、取立を目的として保有する場合には、取得價額を基準として評價すべきものと考える。また、「發行會社の財産狀態が著しく悪化したとき」という語句も不明確であるかりない原則によって評價すべきものと考える。また、「發行會社の財産狀態が著しく悪化したとき」という語句も不明確であるかりない原則によって規定のである。

へ のれんの評價

面法上も種々の意見がありうるが、試案はのれんの評價に關しては、會計學的にほぼ承認された原則を明らかにしたものであるから、その限りで承認して差支えない。ただ、既に述べてきたように、この場合にも、のれんに付する價額は、「その取得價額を超えてこの場合にも、のれんに付する價額は、「その取得價額を超えてはならない」と改めるのが妥當であり、また、稅法との關係を償はならない」と改めるのが妥當であり、また、稅法との關係を償はならない」と改めるのが妥當であり、また、稅法との關係を償額という。

七 繰延資産

二項に掲げた繰延資産はその金額も多額になるおそれ が ある かれを明確に限定することが必要であるが、同時に、特に、試案第

試案に示された繰延資産の内容、範圍等については、更に、こ

ら、從來にもまして監査の關行が必要である。この點は、試案を は、このような內容をもつ試案の適用は、因認會計士の監 とすれば、このような內容をもつ試案の適用は、公認會計士の監 とすれば、このような內容をもつ試案の適用は、公認會計士の監 とすれば、このような內容をもつ試案の適用は、公認會計士の監 とすれば、このような內容をもつ試案の適用は、公認會計士の監 をことはいうまでもないが、商法上も、たとえば轉換社債の發行 きことはいうまでもないが、商法上も、たとえば轉換社債の發行 きことはいうまでもないが、商法上も、たとえば轉換社債の發行 さな、本研究會においては、試案の內容に對して種々の見解が なお、本研究會においては、試案の內容に對して種々の見解が なお、本研究會においては、試案の內容に對して種々の見解が なお、本研究會においては、試案の內容に對して種々の見解が なお、本研究會においては、試案の內容に對して種々の見解が なお、本研究會においては、試案の內容に對して種々の見解が なお、本研究會においては、試案の內容に對して種々の見解が なお、本研究會においては、試案の內容に對して結べの監 なお、本研究會においては、試案の內容に對して超々の見解が なお、本研究會においては、試案の內容に対して超々の見解が なお、本研究會においては、試案の內容に対して超々の見解が なお、本研究會においては、試案の內容に対して超々の見解が なお、本研究會においては、試案の內容に対して超々の見解が なお、本研究會においては、試案の內容に対しな必要がある。

に特別に支出した金額」と限定すること。(1) 試案第一項の金額について、これを「開業準備の目的のため

次のとおりである。

というのである。そのような限定を設けていないから、同様にこれを限定しようそのような限定を設けていないから、第一項の開業費については武案は第二項で繰延資産の内容を一定の目的のために「特別

商法計算規定の問題點と改正意見

瀬であるときは、償還期限内に償却すべき旨の規定を設けるこ2) 償還株式の發行費用を繰延べた場合にも、償還期限が三年未

限内に、每決算期において、均等額以上を償却しなければならては特別の規定をおいていないから、商法第二八六條ノ二參照)では特別の規定をおいていないから、商法第二八六條ノ二參照)の規定をおいていないから、その發行費用を繰延償還株式の制度を認めながら、その發行費用についと。

八 準備金

ないとするのが妥當であるというのである。

な差異のあることを考えれば、妥當な改正というべきであろう。 な差異のあることを考えれば、妥當な改正というべきであろう。 な差異のあることを考えれば、安當な改正というべきであろう。 第二項の合併差益について、消減會社の任意準備金相當額を 題も、現行法のままではあまりにゆとりがないという點で、學設 題も、現行法のままではあまりにゆとりがないという點で、學設 題も、現行法のままではあまりにゆとりがないという點で、學設 題も、現行法のままではあまりにゆとりがないという點で、學設 国 人ど一致していたからである。第三項の利益準備金の問題はほとんど一致していたからである。第三項の利益準備金としない 武案の内容のうち、第一項の財産評價益を資本準備金としない 武案の内容のうち、第一項の財産評價益を資本準備金としない 大きなの内容のうち、第一項の財産評價益を資本準備金としない 大きなの内容のうち、第一項の財産評価金というべきであろう。

七七

七八

ただ、その後段で、利益準備金は株主に對する配営額の十分の一と(商法第二八八條)、昭和一三年改正前の 規定の正しい 解釋に以上を積立てるべきものとしたことは、これまでの規定に比べる以上を積立を強制できないこととなるから、その意味では不當で場合に積立を强制できないこととなるから、その意味では不當である。特に、會社理事者が多數の株式を保有している場合には、ある。特に、會社理事者が多數の株式を保有している場合には、ある。特に、會社理事者が多數の株式を保有している場合には、ある。特に、自己はよりでは、

株主に對する配當額といつても、いわゆる株式配當については社株主配當としないで、重役賞與として利益金を處分して社外に流出させるよう改めることが必要である。更に、を處分して社外に流出させる場合には、常にその一定割合を利益を處分して社外に流出させる場合には、常にその一定割合を利益を處分して社外に流出させる場合には、常にその一定割合を利益を處分して社外に流出させるよう改めることが必要である。更に、株主に對する配當額といつても、いわゆる株式配當については社株主に對する配當額といつても、いわゆる株式配當については社株主に對する配當額といつても、いわゆる株式配當については社株主に對する配當額といつても、いわゆる株式配當については社株主に對する配當額といつても、いわゆる株式配當については社株主に對する配當額といつても、いわゆる株式配當については社株主に對する配當額といっても、いわゆる株式配當については社

うかが問題となるから、この點についても檢討を加えることが必が明らかにする必要があり、また、法人稅の形で生ずる利益の社外流出についても、法律上、いかなる考慮を拂うべきかを併せ社外流出についても、法律上、いかなる考慮を拂うべきかを併せ本準備金と合算したことによつて、いわゆる法定準備金の取崩し本準備金と合算したことによつて、いわゆる法定準備金の取崩しかを明らかにする必要があり、また、法人稅の形で生ずる利益の外流出ということは生じないから、株式配営の配営額を含むか否外流出ということは生じないから、

(1) 利益準備金の積立限度を、資本の四分の一または定款をもつである。

四分の一または定款をもつて定めたそれ以上の割合と改め、いしてくるから(商法第二九七條第一項、 第二項参照)、資本の利益準備金の積立限度は、同時に、社債の發行限度にも關係て定めたそれ以上の割合と改めること。

つたん、定款で四分の一以上の割合を定めた場合には、そこま

で積立てさせるのが妥當であるというのである。

その限りでは、商法上、特に規定することを要しないことである。 對照表の負債の部に計上することは、いわば當然のことであり、規定を設けようとしているが、負債たる性質を有するものを貸借規定を設けようとしているが、負債たる明當金を負債として計上しうる旨の九 負債たる引當金

ろん、種々の引営金が負債の部に計上されている企業會計の現状することが妥當であるか否かは、會計學上も問題であろう。もち反對解釋の餘地もでてくることとなるが、果して、そのように解部には、債務と負債たる引営金以外のものは計上できないという

のみならず、試案のような規定を設けると、貸借對照表の負債の

において、いかなる引當金を計上できるかを示すことによつて、

要である。

なお、本研究會においては、これらの點についても種々の見解

高法が、その立場を明らかにしようとする意圖も理解できないで であるのは、現に債務たる性質をもたないものであつても、負債するものは、現に債務たる性質をもたないものであつても、負債するものは、現に債務たる性質をもたないものであつても、負債するものは、現に債務たる性質をもたないものであつても、負債するものは、現に債務たる性質をもたないものであつても、負債するものは、現に債務たる性質をもたないものであつても、負債するものは、そこに規定の意味がでてくるものというべきである。 であるとの確實な費用であって、営期の負擔とすることを適當とするものは、現に債務たる性質をもたないものであつても、負債といいである。

一〇 利益の配當

は、試案(七)第一項、第二項の繰延資産の額について配當制限高。ただ、新たに認められた繰延資産の額について配當制限のような配當制限を認めても、公正な會計處理に別段の障害を興め、今ない以上、妥當な措置というべきであろう。ただ、試案(一〇)をない以上、妥當な措置というべきであろう。ただ、現実費の線延を認めても配當ができないという場別のような配當制限を認めても、公正な會計處理に別段の障害を興めような配當制限を認めても、公正な會計處理に別段の障害を興めような配當制限を認めても、公正な會計處理に別段の障害を興めます。

興えるかについては何ら言及していないが、この點も併せて檢討を設けるのみであつて、それが社債の發行限度にいかなる影響を

一 | 試案の適用範圍(中小企業の株式會社に適用する問題)

することが必要である。

原則として、株式會社の監査制度の整備を前提とすべきものと考 ありかつ嚴格になつたものもあるから、試案の適用に當つては、 比べて相當ゆとりのある規定が設けられている反面、一層詳細で とが必要となる。いいかえれば、試案のうちには、從來の商法に るかという點になると、問題は、また、別の角度から檢討するこ 今直ちに、中小企業の株式會社についても適用するのが妥當であ 株式會社について同様に適用すべきものであるが、ただ、これを む結果となつてくる。したがつて、理論的には、試案はすべての の會計原則との調整はできても、商法の規定自體が株式會社につ 試案を中小企業の株式會社に適用しないとすれば、商法とこれら たものであるといい切れないにしても、少なくとも視野が狭いと える。その意味では、監査制度の問題を切り離して、會社の計算 いて二本立になり、單に、對立を商法の外部から内部へと持ちこ の規定との喰い違いを調整しようとしたものであるが、假りに、 に關する規定のみを變更しようとする試案の態度は、全く誤まつ 今囘の試案は、がんらい、企業會計原則や財務諸表規則と商法

七九

八〇

一九三條ノ二参照)に限定するのが妥當であろう。 監査が現に法律によつて義務づけられている會社(證券取引法第監査制度の整備は更に大きな問題であつて、急にはこれを實現で監査制度の整備は更に大きな問題であつて、急にはこれを實現で

常貸借對照表とは無關係であることも、何らかの方法で、これを常貸借對照表とは無關係であることも、何らかの方法で、これをのであつて、會社の清算、合併等の場合に作成されるいわゆる非のであつて、會社の清算、合併等の場合に作成されるいわゆる非のであつて、會社の満算、合併等の場合に作成されるいわゆる非常貸借對照表とは無疑の整備を要することも必要となろう。なお、この試案の規定は、いわゆる通常貸借對照表にのみ適用されるものであつて、會社の清算、合併等の場合に作成されるいわゆる非常貸借對照表とは無關係であることも、何らかの方法で、これを常貸借對照表とは無關係であることも、何らかの方法で、これを常貸借對照表とは無關係であることも、何らかの方法で、これを常貸借對照表とは無關係であることも、何らかの方法で、これを常貸借對照表とは無關係であることも、何らかの方法で、これを常貸借對照表とは無關係であることも、何らかの方法で、これを常貸借對照表とは無關係であることも、何らかの方法で、これを常貸借對照表とは無關係であることも、何らかの方法で、これを常負にある。

明らかにするのが妥當であろう。